



## JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION

3-4-2, KASUMIGASEKI CHIYODA-KU, TOKYO 100-0013, JAPAN

TEL. 81-3-3581-1211 FAX. 81-3-3581-9188

<http://www.jpaa.or.jp/english/index.html>

**Via email**

2012年4月26日

中国国家版權局

柳斌杰局長

### 中華商標協会人民共和国著作権法改正案に関する意見提出の件

尊敬する局長柳斌杰先生：

私共、日本弁理士会は、日本国において、知的財産権全般を専業とする弁理士9,000人以上からなる団体であります。標記の件につきまして、以下に意見を申し述べます。

#### 1. 第12条第3文及び第17条について

第12条第3文所定の法人その他の組織の著作と第17条所定の職務著作について、両者における要件の峻別が実際の運用上困難である反面、両者における著作権等の帰属の効果の相違が大き過ぎるため、法人その他の組織・事業体において従業員により作成された著作物等に係る著作権等の帰属について、法人その他の組織・事業体、（元）従業員、第三者間において混乱・紛争等が生じるおそれがあり、法人その他の組織・事業体による著作権等の円滑な行使に支障を来すおそれがある。よって、第17条所定の職務著作についても、寧ろ、当事者が別に定めない限り、事業体が著作権等を取得することとするか、又は、少なくとも、事業体が職務著作規定等の一方的な定めにより著作権等を取得しうるようすべきである。

#### 2. 第46条及び第86条について

音楽著作物に係る著作権者の録音権・音楽の実演を収録した録音製品に係る実演家の複製権・レコードに係る製作者の複製権の各権利制限規定として、過度に広汎であり、スリーステップテスト、ベルヌ条約第13条及び／又はレコード保護条約第6条に違反するおそれがある。よって、少なくとも、第46条及び第86条に基づくレコード製作は、教育又は学術的研究のための使用のみを目的として行われるべきこと、録音・複製に限られ、翻案に及ばないこと、中国国内においてのみ有効であり、輸出に



については適用されないこと、等が更に規定されるべきである。

### 3. 第68条について

第68条所定の著作権等の「侵害」について、第三者による著作物等の「利用」しか著作権等の侵害を構成しないのか、それとも第三者による著作物等の「利用」以外の行為でも一定の範囲で著作権等の侵害を構成しうるのか、必ずしも明らかではない。この点、特にインターネット関連ビジネスにおいて、海賊版対策を強化するとともに、著作物等の利用等に関連する新たな技術及びビジネスの開発及び展開を著作権等の保護と著作物等の利用等との調和を図りつつ促進するために、他人による著作物等の「利用」に対し間接的に関与する業者について、一定の範囲で、著作権等の（間接）侵害を類型化し、明確化し、立法化すべきである。なお、ベルヌ条約は、例えば、第9条において、複製権について、「著作物の複製（その方法及び形式のいかんを問わない。）を許諾する排他的権利」、と規定しており、複製以外の行為でも利用者への許諾を妨害するものであれば複製権の侵害を構成しうることを肯認するものと理解される。

### 4. 第69条第2文について

第69条第2文所定の「必要な措置」について、匿名ユーザーによるネットワークサービスを利用した著作権等の侵害事案においても著作権者等が第一次的かつ本来的な侵害者である当該ユーザーに対し責任を追及することが可能になるよう、ネットワークユーザーの特定に必要な情報の開示、を含めるべきである。

敬礼

日本弁理士会  
会長 奥山尚一